

市第191号議案関連資料 横浜市火災予防条例の一部改正について

1 改正理由

平成25年8月に発生した京都府福知山市の花火大会火災を契機に、**多数の者の集合する催し***における**火災予防対策の充実強化**を図るため、消防法施行令、市町村火災予防条例（例）の一部改正を受け、横浜市火災予防条例の一部を改正するものです。

➡ **※多数の者の集合する催し**：一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しで、社会的な広がりをもつもの

2 市町村火災予防条例（例）の改正概要

(1) 多数の者の集合する催しで対象火気器具等を使用する場合の義務

ア 消火器の準備の義務化

消防法施行令の一部が改正され、**対象火気器具等***を使用する場合に、消火器の準備をしようとして使用することを条例で定めるよう規定されたことから、消火器の準備についての規定が加えられました。

※対象火気器具等：液体燃料・気体燃料・固体燃料を使用する器具又は電気を熱源とする器具
（例）ガスコンロ、ストーブ、発電機等



イ 露店等の開設届出の義務化

多数の者の集合する催しで、対象火気器具等を使用する露店等を開設しようとする場合は、届出をするよう定められました。

(2) 大規模な屋外の催しに係る防火管理の義務化

多数の者の集合する催しのうち、大規模な屋外で開催される催しにおける火災予防について、主催者の責任と役割を明確化し、必要な防火管理体制を構築するために、主催者の義務及びそれに対する罰則が規定されました。

3 横浜市火災予防条例の改正概要

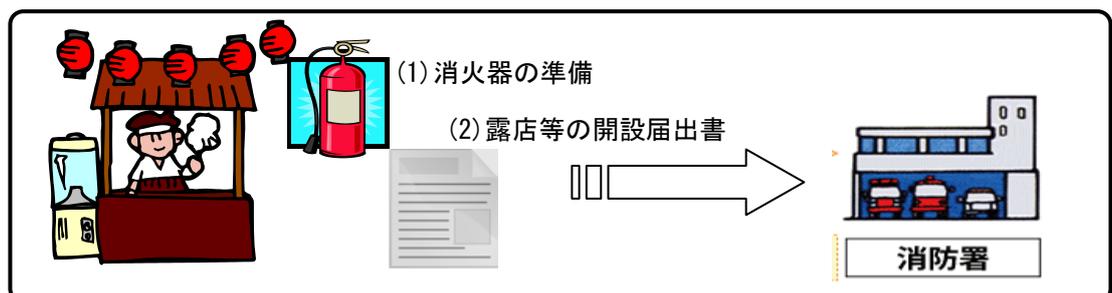
市町村火災予防条例（例）の一部改正を受け、同様の内容で「多数の者の集合する催し」における安全性を確保するため、横浜市火災予防条例の一部を次のように改正します。

(1) 消火器の準備の義務化（第22条、第23条、第25条及び第26条）

対象火気器具等を使用する場合は、消火器の準備をすることを義務付けます。

(2) 露店等の開設届けの義務化（第75条）

対象火気器具等を使用する露店等を開設しようとする者に対し、消防署長へ露店等開設届を届出ることを義務付けます。



(3) 大規模な屋外の催しに係る防火管理の義務化（第72条の2の2、第72条の2の3及び第80条）

多数の者の集合する催しのうち、大規模な屋外で開催される催し^{*}で、火災が発生した場合に、人命又は財産に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを消防長が「指定催し」として定め、その主催者の義務及び罰則を規定します。

※消防長告示で定める大規模な屋外で開催される催しの規模

一日当たりの人出予想が10万人以上、かつ、露店等が100店舗を超えるもの 例) 臨港パーク周辺の花火大会 等

- ・露店等の周囲において雑踏が発生することが明らか
- ・火災が発生した場合の避難が容易でない。
- ・初期消火を実施しなければ延焼拡大の可能性が大きい。
- ・消防隊等の進入が困難 等

ア 義務化される事項について

「指定催し」の主催者は次の事項を行わなければなりません。

(ア) 防火担当者を定めること。

(イ) 防火担当者に「火災予防上必要な業務に関する計画」を作成させ、当該計画に基づく業務を行わせること。



- ・対象火気器具等や危険物の取扱いに関すること。
- ・客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- ・対象火気器具等に対する消火準備に関すること。等

(ウ) 防火担当者が作成した「火災予防上必要な業務に関する計画」を指定催しが開催される日の14日前までに消防署長に提出すること。

イ 罰則について

上記ア(ウ)の「火災予防上必要な業務に関する計画」が14日前までに提出されなかった場合、罰則（30万円以下の罰金）が適用される旨を規定します。

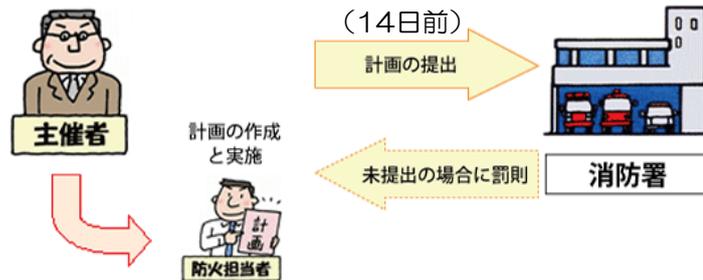
【今回の改正内容】

多数の者の集合する催し(対象火気器具等を使用する場合)

消火器の準備、露店等を開設する際の届出

大規模な屋外の催し(一日当たりの人出予想10万人以上、露店等が100店舗を超えるもの)

指定催し(火災が発生した場合、人命又は財産に重大な被害を与えるおそれがあると認めるもの)



(4) 所要の整備（第81条）

今回の市町村火災予防条例（例）の一部改正により、罰則の対象となる法人の考え方の整理がされたこと及び現在の解釈では規定が不要とされる部分が削除されたことから、同様の改正を行います。

4 施行期日等

(1) 施行期日

改正内容	施行期日
消火器の準備及び露店等開設届出に係る改正規定	公布日
上記以外	平成27年4月1日

(2) 経過措置

指定催しに係る改正規定について、施行期日である平成27年4月1日から起算して14日までに終了する催しについては、改正後の横浜市火災予防条例の規定は適用いたしません。